

# 青森県報

第三千六百四十九号

平成二十五年

二月四日

(月曜日)

## 目次

### 告示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	………	(高 齢 福 祉 保 險 課 社 課)	… 一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	………	( 同 同 )	… 一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	………	( 同 同 )	… 二
障害福祉サービス事業者の指定	………	(障 害 福 祉 課 )	… 二
公有水面埋立て工事のしゅん功認可	………	(漁 港 漁 場 整 備 課 )	… 二
公 告	………	( 文 民 生 活 課 )	… 三
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告	………	( 同 同 )	… 四
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	………	(西 北 地 域 民 局 )	… 四
建設業者の許可の取消し	………	( 同 同 )	… 四
出先機関	………	( 同 同 )	… 四
道路の位置の指定	………	(下 北 地 域 民 局 )	… 五
収用委員会	………	( 監 理 課 )	… 五
収用の裁決手続開始の決定	………	( 監 理 課 )	… 五
雑 報	………	(新 産 業 都 市 建 設 事 業 団 )	… 六
平成二十四年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計補正予算(第一号)の要領	………	(建 設 事 業 団 )	… 六

## 告 示

### 青森県告示第七十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十五年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称	名称	住所	指定年月日
社会福祉法人義乃会	名称	名称	住所	平成二十五年二月四日
訪問看護	名称	名称	住所	
訪問看護ステーションなかよし荘	名称	名称	住所	

### 青森県告示第七十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十五年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	名称	住所	指定年月日
株式会社東風	名称	名称	住所	平成二十五年二月四日
住宅介護支援事業所	名称	名称	住所	
ふくろう居	名称	名称	住所	

株式会社川村土木	三戸郡五戸町字古館下川原二二三の一	五戸居宅介護支援事業所	三戸郡五戸町字古堂後七の二九	"
----------	-------------------	-------------	----------------	---

青森県告示第七十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十五年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称 名称 名称	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業所	指定年月日
社会福祉法人義乃会	和持十の四	和持十の四	訪問看護	訪問看護ステーションなかよし荘	平成二五・二一

青森県告示第七十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十五年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所	指定年月日
株式会社青森アライフ青	青森市卸町三の五	青森市卸町三の五	居宅介護	株式会社青森アライフ青森野辺地営業所	平成二五・二一
株式会社青森アライフ青	上北郡野辺地町二十平九二の一	上北郡野辺地町二十平九二の一	居宅介護	株式会社青森アライフ青森野辺地営業所	平成二五・二一

青森県告示第七十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成二十一年四月二十二日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定により、平成二十五年一月二十八日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで大間町役場に備え置いて閲覧に供される。

平成二十五年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社青森アライフ青	青森市卸町三の五	同行援護	株式会社青森アライフ青森野辺地営業所	上北郡野辺地町二十平九二の一	"
株式会社青森アライフ青	青森市卸町三の五	重度訪問介護	株式会社青森アライフ青森野辺地営業所	上北郡野辺地町二十平九二の一	"

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

- 1 下北郡大間町大字大間字大間一〇四 大間町
- 2 代表者の住所及び氏名

- 下北郡大間町大字大間字大間一〇四 大間町長 金澤満春

二 埋立区域

1 位置

- 下北郡大間町大字奥戸字八森五番地、二番一、二番七、三四番三、三四番一、三四番四及び三六番二〇の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち、の地点から㉑の地点までを順次結んだ線及び㉒の地点との地点とを結んだ線により囲まれた区域

の地点	北緯	四一度二八分二秒二六七四
	東経	一四〇度五三分二秒四一六
の地点	北緯	四一度二八分二秒二五〇五
	東経	一四〇度五三分二秒〇六六五
の地点	北緯	四一度二八分二秒八五三五
	東経	一四〇度五三分二秒〇六二〇
の地点	北緯	四一度二八分二秒八二七五
	東経	一四〇度五三分二秒一五〇三
の地点	北緯	四一度二八分二秒一〇七四
	東経	一四〇度五三分二秒七五五七
の地点	北緯	四一度二八分二秒六三五九
	東経	一四〇度五三分二秒九五二二
の地点	北緯	四一度二八分二秒八九八四
	東経	一四〇度五三分二秒八九八一
の地点	北緯	四一度二八分二秒七八五一
	東経	一四〇度五三分二秒五六五八
の地点	北緯	四一度二八分二秒四四四五
	東経	一四〇度五三分二秒八三一〇
の地点	北緯	四一度二八分二秒四六四〇
	東経	一四〇度五三分二秒七七〇二
の地点	北緯	四一度二八分二秒四二五七
	東経	一四〇度五三分二秒七二六八七
の地点	北緯	四一度二八分二秒四二三九
	東経	一四〇度五三分二秒八三七七
の地点	北緯	四一度二八分二秒三九二九
	東経	一四〇度五三分二秒四〇六四
の地点	北緯	四一度二八分二秒六七三六
	東経	一四〇度五三分二秒九七八五
の地点	北緯	四一度二八分二秒六七五二
	東経	一四〇度五三分二秒五四七五
の地点	北緯	四一度二八分二秒五三六五
	東経	一四〇度五三分二秒一四九

の地点	北緯	四一度二八分二秒四七八八
	東経	一四〇度五三分二秒六八三二
の地点	北緯	四一度二八分二秒五〇六四
	東経	一四〇度五三分二秒二五二五
の地点	北緯	四一度二八分二秒四八八五
	東経	一四〇度五三分二秒八二二三
の地点	北緯	四一度二八分二秒六〇四〇
	東経	一四〇度五三分二秒三九一六
②の地点	北緯	四一度二八分二秒六四六六
	東経	一四〇度五三分二秒三九二一

3 面積  
六、六六八・四七平方メートル

# 公 告

## 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十五年一月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人佐井村観光協会
- 三 代表者の氏名  
北野 友宣
- 四 主たる事務所の所在地  
下北郡佐井村大字佐井字大佐井一一二の一
- 五 定款に記載された目的

この法人は、佐井村及び近隣の地域において、観光資源の開発整備と、自然保護及び観光振興に関する事業を行い、文化産業の向上と地域の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十五年一月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人八幡の邑

三 代表者の氏名

山口 俊吾

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字豊原二丁目六の二一

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、心身障害者や家族、住民に対して保健福祉に関する事業を行い、健全な保健福祉の社会環境を整備する生活支援を実践し、高齢者、心身障害者の自立と地域との共生を目指すことにより、保健福祉の向上を目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社マイスター

二 代表者の氏名 白戸 裕丈

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字稲実字米崎四七の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第四〇〇〇五七号

五 取消年月日 平成二十五年一月八日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年一月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 西北機器サービス

二 氏名 小嶋 一幸

三 主たる営業所の所在地 つがる市木造豊田千代鶴三七の二四

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一五二三七号

五 取消年月日 平成二十五年一月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

電気、管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年一月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

下北地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年二月四日

下北地域県民局長 長 津 秀 二

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
むつ市文京町三〇五の二三	八・五九メートル	六・〇二メートル	平成 二五・一・二六

### 収 用 委 員 会

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十五年二月四日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 起業者の名称

青森市

二 事業の種類

市道筒井幸畑団地線道路整備工事（青森県青森市大字大矢沢地内から同県同市大字幸畑地内まで）

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別表1のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所

別表2のとおり

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名 青森市

住所 青森県青森市中央一丁目二十二番五号

権利の種類 墓地使用権

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成二十五年一月二十一日

別表1

土地の所在	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	所有権以外の権利の種類及び内容
		公簿	現況	公簿	実測		
青森県青森市大字大矢沢字里見	79番	墳墓地	墳墓地	357	464.53	388.47	墓地使用権

別表2

土地所有者不明

ただし、土地登記簿表題部所有者

持分19分の1	里村 權三郎
持分19分の1	工藤 甚左衛門
持分19分の1	工藤 三郎平
持分19分の1	工藤 長助
持分19分の1	三浦 藤次郎
持分19分の1	工藤 粕吉
持分19分の1	千葉 惣四郎
持分19分の1	千葉 藤右工門
持分19分の1	工藤 兵藏
持分19分の1	工藤 東七
持分19分の1	千葉 金六
持分19分の1	千葉 太郎左衛門
持分19分の1	千葉 仁次郎
持分19分の1	千葉 菊次郎
持分19分の1	工藤 三太郎

持分19分の1 千葉 惣三郎  
持分19分の1 千葉 久次郎  
持分19分の1 千葉 惣左衛門  
持分19分の1 工藤 豊吉

雑

報

青森県事業団公告第一号

平成二十五年一月青森県新産業都市建設事業団理事会第百九十六回定例会の議を経た平成二十四年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計補正予算(第二号)の要領を地方自治法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十五号)附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の地方自治法第二百九条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成二十五年二月四日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 三 村 申 吾

平成24年度青森県新産業都市建設事業団  
八戸北インター工業用地造成事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 平成24年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 平成24年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算第4条の次に、次の1条を加える。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
3号区画道路等工事代金	平成25年度	190,000千円

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
森 号

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭